

資料の使用についての注意事項

新潟県埋蔵文化財センターに保管してある遺物は新潟県に帰属する文化財です。そのため、その使用の許諾については、新潟県教育委員会が許諾業務を委託している（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団（以下埋文事業団）が行います。下記の注意をお読みの上、使用依頼を埋文事業団に提出してください。

- 1、書類を提出する前に使用希望の遺物をリストアップしてください。
 - (1) 新潟県教育委員会の発行する報告書で確認してください。報告書名、図版番号・写真番号の一覧表を作成してください。報告書が未刊行のものや報告外の遺物については、出典とページ、図版の表題を明らかにするか、遺物番号を特定してください。
- 2、リストアップした遺物について、希望するような使用が可能かどうか、埋文事業団に問い合わせてください。その際、1で作成した一覧表をお送りください。
- 3、使用の確認ができたなら、「使用依頼」を作成してください。その際、下記のことに注意してください。
 - (1) 文書発番がない場合は削除してください。
 - (2) 遺物名には遺物が特定できるように報告書名、図版番号・写真番号を記載してください。別紙で写真図版の写しもお送りください。なお、使用遺物が多い場合は別紙で一覧表を提出してください。
- 4、埋文事業団理事長宛に依頼書を提出してください。許可に際し、依頼書の内容について再度お問い合わせする場合があります。ご了解ください。問題がなければ依頼書を受け取ってから1週間ほどで「許可書」をお送りします。
- 5、実際の使用について
使用予定日近くになったら、念のため埋文事業団に再度確認をしてください。

連絡先：（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団 〒956-0845 新潟市金津 93 番地 1
TEL:0250-25-3981 FAX:0250-25-3986

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団理事長 様

(申請者) 所属・職名
氏 名 圃

資料の使用について (依頼)

このことについて、下記のとおり許可いただきますようお願いいたします。

記

1 使用を希望する資料

(例)・新潟県埋蔵文化財調査報告書第 88 集 国道 117 号線第一次改築関係発掘
調査報告書 屋敷田Ⅲ遺跡
発行・編集 新潟県教育委員会、(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
〇頁、図版番号「〇〇〇〇」(キャプション)

2 資料の使用目的

・

3 使用を希望する日時

・平成 年 月 日 () 〇時〇分～〇時〇分

【問い合わせ先】

〒住所

団体名

担当者 所属・職名・氏名

TEL. FAX.